

公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助要綱

令和 8 年 4 月 1 日

7 生 消 生 第 7 0 3 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助金（以下「キャッシュレス導入補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 キャッシュレス導入補助金は、都内公衆浴場がキャッシュレス決済を導入する際に、導入に要する経費の一部を補助することにより、都内公衆浴場の新たな利用者層の開拓、利用者の利便性向上及び経営の効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であって、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和 3 9 年東京都条例第 1 8 4 号）第 2 条第 1 項に規定する普通公衆浴場又は法第 2 条第 3 項の規定に基づき特別区若しくは保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場をいう。
- (2) 経営者 公衆浴場を現に経営している者をいう。
- (3) キャッシュレス決済 クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済その他の電子的な決済手段であって、購買に繰り返し利用できる決済サービスをいう。

(補助対象事業)

第 4 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別紙 1 ①に掲げるキャッシュレス決済の導入及び運用を行う事業とする。

- 2 補助対象事業は、本補助金の交付決定後遅くとも補助を受けようとする年度の 9 月末日までにキャッシュレス決済を導入し、その運用を開始することを条件とする。また、キャッシュレス決済を導入した日から補助を受けようとする年度の 2 月末日までの期間のうち、少なくとも 6 か月以上キャッシュレス決済を運用しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認める場合は、運用期間を変更することができる。なお、キャッシュレス決済の運用期間に係る計算方法は別紙 1 ②のとおり。

(補助対象者)

第 5 補助を受けることができる者は、東京都内に所在する公衆浴場の経営者であつ

て次の事項に該当する者とする。

(1) 補助事業に係る公衆浴場について、補助を受けようとする年度の2月末日まで営業を継続する意思があること。

(2) 事業税及び都民税を現に滞納していない者

(3) 補助を受けようとする年度において、同一の公衆浴場を対象としてこの要綱による補助を受けていない者（知事が特に必要と認めた場合は除く。）

2 前の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（補助対象経費）

第6 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別紙2に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第7 東京都が補助の対象とする補助金の額は、別紙3により算出して得られた額とし、1公衆浴場につき120,000円を上限として、予算の範囲内で補助する。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第8 補助を受けようとする者は、公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助金交付申請書兼記載情報等の誓約及び同意書（以下「交付申請書兼誓約及び同意書」という。）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助を受けようとする年度の7月末日（以下「申請期限」という）までに、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別な事情があると認める場合は、申請期限を延長することができる。

(1) 既存の浴場施設の営業許可書の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 前年度の事業税及び都民税の納税証明書

(4) 印鑑証明書（ただし電子申請の場合は不要）

(5) 法人の場合は、法人税申告書（確定申告書別表一）及び決算書（決算報告書における貸借対照表及び損益計算書）の写し（過去1か年の直近の決算期間）

個人の場合は、所得税確定申告書（確定申告書第一表）及び決算書（青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1面及び4面）、白色申告の場合は収支内訳書（1面））の写し（過去1か年の直近の決算期間）

(6) 別紙4①に掲げる書類等

(7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付決定)

- 第9 知事は、第8の規定による交付申請書兼誓約及び同意書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には交付を決定し、補助金交付決定書（別記第2号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、通知書（別記第3号様式）により、それぞれ通知する。
- 2 知事は、前項の規定の場合において必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。
- 3 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第5 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。
- 4 知事が必要と認めた場合には、補助対象経費について、国、自治体その他機関に対する交付申請状況を確認するため、国等の関係機関へ照会する。

(申請の撤回)

- 第10 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

(変更承認申請)

- 第11 交付決定者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 交付決定に係る事業内容を大幅に変更又は追加しようとするとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、第9 2の規定に基づき、補助金の交付決定をする際に知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

(変更承認)

- 第12 知事は、第11の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、変更承認書（別記第5号様式）により、また、変更を承認しないときは、変更不承認通知書（別記第6号様式）により、それぞれ通知する。

(事業の中止又は廃止)

- 第13 交付決定者は、交付決定に係る事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の中止等の承認)

- 第14 知事は、第13の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは中止又は廃止を承認し、事業中止（廃止）承認書（別記第8号様式）により、また、中止又は廃止を承認しないときは、事業中止（廃止）不

承認通知書（別記第9号様式）により、それぞれ通知する。

（交付決定の取消し）

第15 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 知事の承認を受けないで、交付決定に係る事業内容を大幅に変更したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- （3） 事業税又は都民税を滞納したとき。
- （4） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （5） （1）から（4）までに定めるもののほか、交付決定の内容若しくは条件、法令又は知事の指示に違反したとき。
- （6） 交付決定者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （7） 交付決定者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、公序良俗に反する等知事が補助の対象として適当でないとするとき。
- （8） その他、天災事変等やむを得ず事業を中止又は廃止したとき。

2 知事は、1の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（別記第10号様式）により通知する。

3 1の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（交付決定に関する届出事項）

第16 交付決定者が、補助金の額の確定前に、住所又は氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）の変更その他重要な事項に変更を生じたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

（実績報告）

第17 交付決定者は、補助対象事業の完了した日から起算して20日を経過する日までに、実績報告書（別記第11号様式）及び別紙4②に掲げる書類等を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

（補助金の交付手続）

第18 知事は、第17の規定による実績の報告を受けた場合は、当該報告に係る実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定書（別記第12号様式）により、交付決定者に通知する。

2 1の規定による通知を受けたものは、知事が指定する期日までに、請求書（別記第13号様式）を提出しなければならない。

3 知事は、2の請求書を受領したときは、その内容を精査し、補助金の支払を適当と認めるときは、これを支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税額確定報告書(別記第14号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助対象経費に消費税額を含めないで交付申請を行った場合には、この限りでない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を返還させることがある。

(補助金の返還)

第20 知事は、第15の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部または一部の補助金額の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第21 知事が第15の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(補助事業者の届出事項)

第22 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(1) 第15 1(3)に該当したとき。

(2) 住所又は氏名(法人の場合は、名称又は代表者氏名)の変更その他重要な変更を生じたとき。

(3) 補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止しようとするとき(別記第15号様式による届出)。

(4) 補助事業に係る公衆浴場の営業を休業しようとするとき(別記第16号様式による届出)。

(帳簿及び関係書類の整理保管)

第23 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(財産処分の制限等)

第24 補助事業者は、この補助事業により取得し又は効用を増加した財産（一個又は一組の取得価格又は効用の増加額が50万円以上の工作物、機械及び器具とする。）を、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められている年数を経過した財産及び知事が特別の理由があると認めた財産処分の場合は、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が、知事の承認を受けて、この補助事業により取得した財産を譲渡し、交換し又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を東京都に納付させることができる。

(その他)

第25 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

①要綱第4 1 補助対象事業

【補助対象事業】

東京都内に所在する公衆浴場において、新たにキャッシュレス決済端末を準備し、キャッシュレス決済の運用を行う事業で、下記条件のいずれも満たすもの。

(条件)

- ・2つ以上のキャッシュレス決済手段に対応すること。
- ・クレジットカード払いに対応すること。

②要綱第4 2 キャッシュレス決済の運用期間に係る計算方法

(1) 運用開始月等について

月の途中からキャッシュレス決済の運用を開始する場合、1か月未満の部分を1か月と計上する。月の途中で運用を終了する場合も、1か月未満の部分を1か月と計上する。

(2) 1か月未満の運用休止について

休業などにより一時的にキャッシュレス決済の運用を休止する場合、1か月未満の休業については休止月数に含まない。

別紙 2

要綱第 6 補助対象経費

経費区分		備考
A	キャッシュレス決済機器の購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済端末本体 ・その他付属機器等 <p>※リース及びレンタル料に係る経費、割賦支払いによる経費、その他キャッシュレス決済導入に必要と判断できないものは含まない。</p>
B	キャッシュレス決済の運用に必要な通信環境の整備に係る経費	<p>【新規にインターネット回線の開設が必要な場合】 キャッシュレス決済端末の設置に併せて新規にインターネット回線を開設・接続するための工事費及び通信機器（Wi-FiルーターやLANケーブル等）の購入費用等</p> <p>【既設のインターネット回線を活用する場合】 ・キャッシュレス決済端末と既設のインターネット回線を接続するための工事費（回線延長工事等）及び通信機器（Wi-FiルーターやLANケーブル等）の購入費用等</p> <p>※導入するキャッシュレス決済の運用に必要と判断できない工事及び機器購入等は含まない。</p>
C	その他運用経費	<p>その他キャッシュレス決済の運用のための経費等</p> <p>※キャッシュレス決済を導入した月から連続する6か月分を上限とする。</p>

※国、自治体その他機関の補助を受ける経費は補助対象外

別紙 3

補助金額算出方法

$$A + B + C = D \text{ (補助金交付申請額、上限額 120,000 円、千円未満切捨て)}$$

A：キャッシュレス決済機器の購入に係る経費

B：キャッシュレス決済の運用に必要な通信環境の整備に係る経費

C：その他運用経費

※キャッシュレス決済を導入した月から連続する6か月分を上限とする。

別紙 4

①要綱第8 1 (6) の添付書類

経費区分		必要書類	備考
A	キャッシュレス決済機器の購入に係る経費	・機器の仕様等がわかる書類 (カタログ等)	
B	キャッシュレス決済の運用に必要な通信環境の整備に係る経費	【インターネット回線の接続(延長)工事】 ・工事の概要がわかる書類 (工事計画書等) 【機器の購入】 ・機器の仕様等がわかる書類 (カタログ等)	工事内容及び工事予定時期等が記載されたもの
C	その他運用経費	・経費の概要がわかる書類	

②要綱第17の添付書類

- (1) キャッシュレス決済の運用開始時期が確認できる書類
キャッシュレス決済(代行)サービスの利用申請書の写し等
- (2) キャッシュレス決済の運用を証する書類
補助対象期間中のキャッシュレス決済(代行)サービスの利用に係る領収書の写し
又は利用明細書の写し等
- (3) 補助対象経費の区分に応じ必要な書類

経費区分		必要書類	備考
A	キャッシュレス決済機器の購入に係る経費	・請求書(写) ・決済端末の設置状況の写真	・請求書だけでは経費の内訳がわからない場合は、別途内訳がわかる書類を添付すること ・請求書がない場合は、補助対象経費の金額が確認できる書類
B	キャッシュレス決済の運用に必要な通信環境の整備に係る経費	【インターネット回線の接続(延長)工事】 ・請求書(写) ・施工後の写真 【機器の購入】 ・請求書(写)	
C	その他運用経費	・請求書(写)	

年 月 日

公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助金交付申請書
兼 記載情報等の誓約及び同意書


東京都知事 殿

上記事業補助金の交付を受けたいので、公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助要綱第8の規定に基づき、下記1から5までのとおり交付申請します。

また、この交付申請に当たり、下記6の事項について誓約及び同意いたします。

記

1 申請者氏名等

申請者氏名 〔法人の場合は名称及び代表者氏名〕	(印鑑証明書又は印鑑登録証明書に記載の氏名) 	申請者住所	(印鑑証明書又は印鑑登録証明書に記載の住所)
浴場名	(営業許可証の名称)	浴場所在地	(営業許可証の住所)
法人番号 〔法人の場合のみ〕			
電話番号	自宅・店舗 () 携帯 ()		

2 補助対象事業の内容

導入予定の決済手段	<input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> デビットカード <input type="checkbox"/> 電子マネー <input type="checkbox"/> QRコード決済 <input type="checkbox"/> その他 () ※クレジットカードを含む <u>2つ以上</u> の決済手段に対応すること		
事業実施期間 (予定)	(キャッシュレス決済の導入予定時期) 令和 年 月 ~	(事業終了予定時期) 令和 年 月	
補助対象経費 (予定)		交付申請額 (千円未満は切捨て) ※注	
円		円	

※注 交付申請上限額：120,000円

3 補助対象事業の資金計画

キャッシュレス決済 導入促進事業補助金	円	国・自治体・ その他機関等補助金	円
自己資金	円	その他 ()	円
		合計	円

4 「補助対象経費内訳表」

A. キャッシュレス決済 機器の購入に係る経費	<p>_____円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済端末本体 _____円 ・その他附属機器等 _____円 																					
B. キャッシュレス決済の 運用に必要な通信環境 の整備に係る経費	<p>_____円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット回線工事費 _____円 ・通信機器等 _____円 																					
C. その他運用経費	<p>_____に係る経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 45%;">月</td> <td style="width: 50%;">円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計額 (①～⑥)</td> <td>_____円</td> </tr> </table>	①	月	円	②	月	円	③	月	円	④	月	円	⑤	月	円	⑥	月	円	合計額 (①～⑥)		_____円
①	月	円																				
②	月	円																				
③	月	円																				
④	月	円																				
⑤	月	円																				
⑥	月	円																				
合計額 (①～⑥)		_____円																				

5 消費税の適用に関する事項

(1) <input type="checkbox"/> ア 消費税を補助対象経費に含めないで交付申請額を算定	
<input type="checkbox"/> イ 消費税を補助対象経費に含めて交付申請額を算定	
(2) (1) でイを選択した理由	
<input type="checkbox"/> ア 免税事業者である <input type="checkbox"/> イ 簡易課税事業者である	<input type="checkbox"/> ウ 消費税別表第3に掲げる法人である <input type="checkbox"/> エ ア～ウ以外のものであって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

6 誓約及び同意事項

次の(1)から(3)までの事項に違反又は相違があり、要綱第15の規定によりキャッシュレス導入補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、要綱第20の規定に基づき補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします(内容をご確認の上、にを入れてください。)

(1) 記載した情報等について

- ア 申請者は、1から4までの記載情報が事実と相違がないことを誓約します。
- イ 知事が必要と認めた場合には、国、自治体その他機関等の補助金について、記載された金額が事実であるか否かの確認(正確な額の把握を含む。)のため、国等の関係機関へ照会がなされることに同意いたします。
- ウ 国等の関係機関からの求めがあった場合には、次の書類を当該関係機関へ提供することに同意いたします。
 - (ア) 要綱第9 1の規定に基づく補助金交付決定書(別記第2号様式)又は通知書(別記第3号様式)の写し
 - (イ) 要綱第15 2の規定に基づく交付決定取消通知書(別記第10号様式)の写し
 - (ウ) 要綱第18の規定に基づく補助金額確定書(別記第12号様式)の写し

(2) キャッシュレス決済の運用期間(要綱第4)について

- ア 申請者は、補助を受けようとする年度の9月末日までに補助対象浴場においてキャッシュレス決済を導入し、その運用を開始することを誓約します。
- イ 申請者は、キャッシュレス決済を導入した日から補助を受けようとする年度の2月末日までの期間のうち、6か月以上キャッシュレス決済を運用することを誓約します。
- ウ 申請者は、やむを得ず交付決定に係る補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに要綱第13の規定に戻づく事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を東京都へ提出することを誓約します。

(3) 暴力団員等(要綱第5 2)への非該当について

- ア 申請者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、要綱第5 2に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- イ 知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
- ※「暴力団員等」とは、以下の者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

添付書類について、最後に必ずご確認ください。

- 既存の浴場施設の**営業許可書**の写し(現在の営業者名となっている。)
- 法人の**登記事項証明書**(法人の場合のみご提出ください。)
- 前年度の**事業税及び都民税の納税証明書**(納税が完了している前年度のものとなっている。)
- 印鑑証明書**(申請書等に押印した印影と一致している。)
- 【法人の場合】**法人税申告書(確定申告書別表一)**及び**決算書(決算報告書における貸借対照表及び損益計算書)**の写し(過去1か年の直近の決算期間)
- 【個人の場合】**所得税確定申告書(確定申告書第一表)**及び**決算書(青色申告の場合は所得税青色申告決算書(1面及び4面)、白色申告の場合は収支内訳書(1面))**の写し(過去1か年の直近の決算期間)
- 別紙4①(要綱第8)に掲げる書類等**(キャッシュレス決済機器の仕様等がわかる書類など)
- ※消費税を補助対象経費に含めて交付申請額を算定している場合(免税事業者を除く)
- 消費税確定申告書の写し(付表含む 過去1か年の直近の決算期間)

住所

氏名又は法人名

補助金交付決定書

年 月 日付けで交付申請のあった公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

東京都知事

記

1 補助金交付額

金 _____ 円 (A+B+C) ※上限額120,000円

2 公衆浴場名

3 交付条件

公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助要綱第11から第25までをもってこの決定の条件とします。

4 申請の撤回

申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、この交付決定書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができます。

様

東京都知事

通 知 書

年 月 日付けで交付申請のあった公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業
補助については、下記の理由により補助しないこととしたので通知します。

記

東京都知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあつた

公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助の内容について、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

2 変更理由

3 変更年月日

様

東京都知事

変 更 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった 公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助の内容の変更について、これを承認し、年 月 日付 第 号による
交付決定の一部を下記のとおり変更します。

記

様

東京都知事

変 更 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助
の事業内容の変更について、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

記

東京都知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定した

公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助に係る事業について、下記のとおり中止（廃止）の承認を申請します。

記

- 1 浴場名及び所在地
- 2 中止（廃止）の理由

様

東京都知事

事業中止（廃止）承認書

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助の事業中止（廃止）承認申請について、これを承認することを決定したので通知します。

様

東京都知事

事業中止（廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助の事業中止（廃止）承認申請について、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

記

第 号
年 月 日

様

東京都知事

交 付 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日付 第 号で交付決定した

公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助について、下記の理由により取り消したので通知します。

記

B. キャッシュレス決済の運用に必要な通信環境の整備に係る経費	<p style="text-align: right;">_____円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット回線工事費 _____円 ・通信機器等 _____円 																								
C. その他運用経費	<p style="text-align: center;">_____に係る経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①令和</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>②令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>⑤令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>⑥令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">合計額 (①～⑥) _____円</p>	①令和	年	月	円	②令和	年	月	円	③令和	年	月	円	④令和	年	月	円	⑤令和	年	月	円	⑥令和	年	月	円
①令和	年	月	円																						
②令和	年	月	円																						
③令和	年	月	円																						
④令和	年	月	円																						
⑤令和	年	月	円																						
⑥令和	年	月	円																						

添付書類について、最後に必ずご確認ください。

別紙4②(要綱第17)に掲げる書類等 (請求書の写し、決済端末の設置状況の写真など)

住所

氏名又は法人名

補助金額確定書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした

公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助金について、年 月 日付けをもって提出された実績報告書を審査した結果、適当と認められるので、補助金額を下記のとおり確定します。

なお、これに基づく請求書を年 月 日までに提出してください。

年 月 日

東京都知事

記

金 _____ 円

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号で額の確定を受けた
公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業補助金

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

東 京 都 知 事 殿

東京都知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

消費税額報告書

(消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告)

年 月 日付 第 号で額の確定を受けた公衆浴場キャッシュレ

ス決済導入促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税額について、下記のとおり報告します。

- 1 補助金額 (知事が補助金額確定書により通知した額) 金 _____ 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額 (上記3 - 上記2) 金 _____ 円

添付書類について、最後に必ずご確認ください。

簡易課税事業者

消費税確定申告書の写し(付表含む 補助対象経費の支払日が含まれる期間のもの)

本則課税事業者の方

消費税確定申告書の写し(付表含む 補助対象経費の支払日が含まれる期間のもの)

東京都知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

廃業届

年 月 日付 第 号により公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業
補助金の交付を受けた公衆浴場の営業を廃止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃業年月日 年 月 日

2 廃業理由

3 補助金交付を受けて取得した財産等の処分方法

東京都知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

休業届

年 月 日付 第 号により 公衆浴場キャッシュレス決済導入促進事業

補助金の交付を受けた公衆浴場の営業を休止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 休業期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 休業理由

3 営業再開の予定 (該当するものに○)

- ・営業を再開する予定 (年 月頃)
- ・再開の見込みなし
- ・不明